

グローバル PPH マトリックス説明資料



本文書はグローバル PPH マトリックス説明資料です。グローバル PPH マトリックスの目的は、ユーザーが各庁のグローバル PPH 要件の違いを一目で分かるようにすることです。グローバル PPH マトリックスの各列が本説明資料の各項目に対応しています。本説明資料は一般的な PPH ガイドラインに沿って作成されており、ユーザーは、各庁個別のガイドラインに従ってグローバル PPH 早期審査申請を行う必要があります。

第一部 国内成果物に基づく PPH

出願人は、特許庁に出願され、特許審査ハイウェイプログラムの以下の要件を満たす出願について、関連書類の提出等の所定の手続を取ることで早期審査を申請することができます。

要件

(a)

OEE 出願と OLE 出願が特別な関係にあること。

PPH 申請される OLE 出願と、PPH 申請の基礎となる OEE 出願の最先日（優先日又は出願日）が同一である。

例えば、以下のような OLE 出願（PCT 出願の国内又は広域移行出願を含む）が想定されている。

(Case I) OEE 出願を基礎としてパリ条約に基づく優先権を正当に主張する出願（具体例は付属書 IA を参照）

(Case II) OEE 出願のパリ条約に基づく正当な優先権主張の基礎となる出願（PCT 出願の国内又は広域移行出願を含む）（具体例は付属書 IA を参照）

(Case III) OEE 出願と共通の優先権書類を有する出願（PCT 出願の国内又は広域移行出願を含む）（具体例は付属書 IA を参照）

(Case IV) PCT 出願の国内移行出願であって、OLE 出願及び OEE 出願のいずれもが、優先権主張を伴わない共通の PCT 出願から生じる出願（具体例は付属書 IA を参照）

OEE の最新のオフィスアクションで特許可能と示された一つ以上の請求項を有する、少なくとも一つの対応する OEE 出願が存在すること。

請求項が「特許可能と判断される」各 OEE の具体的な文書については、付属書 IB をご参照ください。

(b)

☐ PPH 審査を申請する出願のすべての請求項が、OEE で特許可能と示された一つ以上の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていなければならない。

請求項が「十分に対応している」と見なされるのは、翻訳や請求項の記載形式による差異を考慮した上で、OLE の請求項の範囲が OEE で特許可能と示された請求項の範囲と同一であるか類似している場合、又は OLE の請求項の範囲が OEE で特許可能と示された請求項の範囲より狭い場合である。

請求項の範囲が狭められるのは、OEE で特許可能と示された請求項が明細書で裏付けられる追加的な特徴によって更に限定されるように（他の請求項の記載による限定を含む）補正される場合である。

ある請求項が OEE で特許可能と示された請求項に新たな又は異なるカテゴリーの請求項として追加される場合、当該 OLE 請求項は OEE の請求項に十分に対応しているとは見なされない。例えば、OEE で特許可能と示された請求項が製品の製造方法に関する請求項（プロセスクレーム）のみからなる場合に、当該プロセスクレームに従属する製品クレームが追加された OLE の請求項は OEE の請求項に十分に対応しているとは見なされない。

(c)

- ☐ OLE が出願の審査を開始していない。
- ☐ OLE が審査の最終査定を発行していない。

(d)

☐ OLE に対する「実体審査請求」が PPH 申請と同時に、又は PPH 申請より先に行われていなければならない。

(e)

☐ OLE 出願が公開されていなければならない。

(f)

☐ その他の要件

提出書類

出願人は以下の書類を PPH 申請書に添付して提出しなければなりません。場合により提出が不要な書類もあります。提出を省略する書類については、名称を申請書に記載する必要があることにご留意ください。

(A) 対応する OEE 出願に対して発行された、特許可能性に関する OEE のオフィスアクションの写し、及び OLE が認める言語のいずれかによる当該オフィスアクションの翻訳文

- ☐ すべてのオフィスアクションが必要
- ☐ 「特許査定」の直前のオフィスアクションのみが必要

☐ OEE のオフィスアクション及びその翻訳文が OEE のドシエアクセスシステム¹で提供されている場合、オフィスアクションの写し及び翻訳文は提出不要である。

☐ 機械翻訳文が認められるが、翻訳が不十分であるためにオフィスアクションの概要が把握できない場合、審査官は出願人に翻訳文の再提出を要求できる。

(B) OEE で特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及び OLE が認める言語のいずれかによる当該請求項の翻訳文

☐ 請求項及びその翻訳文が OEE のドシエアクセスシステムで提供されている場合、請求項の写し及び翻訳文は提出不要である。

☐ 機械翻訳文が認められるが、翻訳が不十分であるために請求項の概要が把握できない場合、審査官は出願人に翻訳文の再提出を要求できる。

¹ ドシエアクセスシステム; <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/links.html>

(C) ☐ 請求項対応表

出願人は、OLE 出願のすべての請求項が OEE で特許可能と判断された請求項に十分に対応していることを示す請求項対応表を提出しなければならない。

OLE 出願の請求項が OEE 出願の請求項の逐語訳である場合、出願人は対応表に「OLE 出願の請求項は（OEE 出願の請求項と）同一である」と記入するだけでよい。請求項が逐語訳でない場合、出願人は各請求項が上述の基準に基づいて十分に対応していることを説明する必要がある。

(D) OEE の審査官が引用した文献の写し

写しの提出が必要な文献は OEE のオフィスアクションで引用されている文献である。

☐ 引用文献が特許文献の場合、提出は不要である。但し、OLE が文献を入手できない場合、出願人は提出を求められる。

引用文献が非特許文献の場合、

- { ☐ 常に提出が必要である。
 ☐ 提出は任意である。

☐ 特許文献及び☐ 非特許文献のいずれか又は両方を含む引用文献の翻訳文は不要である。

出願人は、PPH 出願に関連する同時又は以前の手続において、上記の書類をすでに OLE に提出している場合、写しを再度提出する必要はない。

(E) その他の提出書類

その他の注記

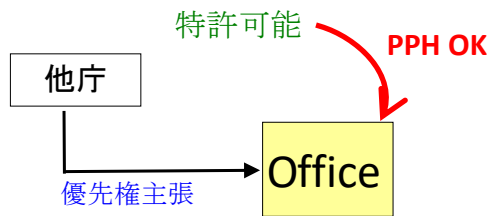
申請が上記要件を完全に満たしていない場合、出願人は通知を受け、不備内容を指摘される。出願人は指摘された不備を是正する機会を少なくとも一回与えられる(☐ 一回のみ)。

☐ PPH プログラムにおける早期審査を受けるためのすべての要件が満たされると、出願人は出願が PPH プログラムにおいて審査される旨の通知を受ける。

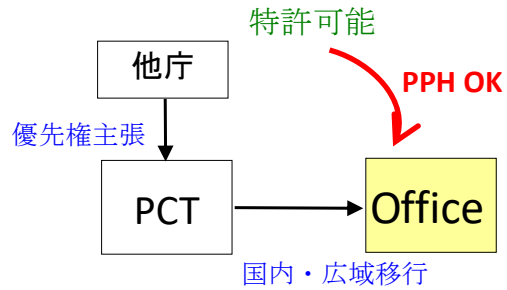
附属書 IA

CASE I

A. パリルート

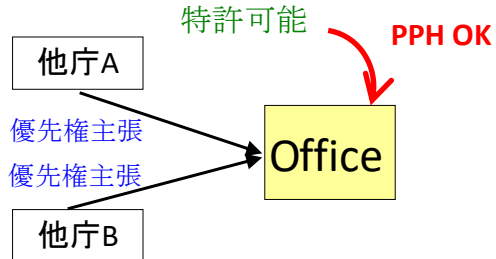
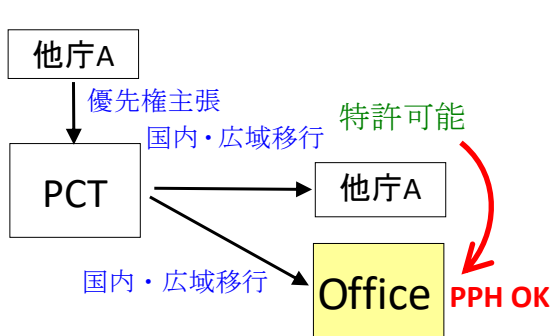


B. PCT ルート

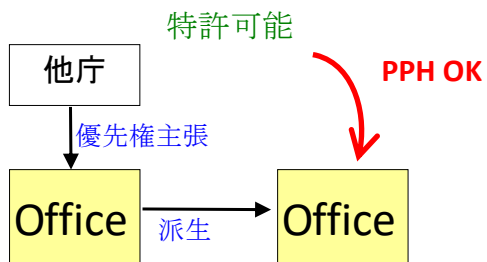


B'. PCT ルート

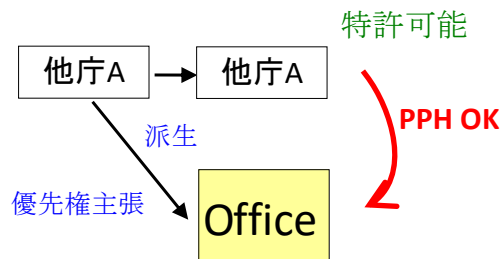
C. 複数の出願を優先権主張の基礎とする出願



D. 派生出願 (OLE)

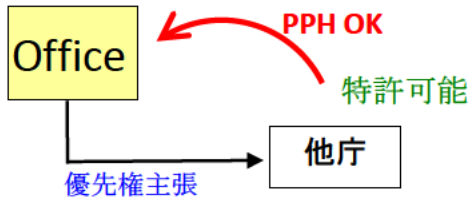


E. 派生出願 (OEE)

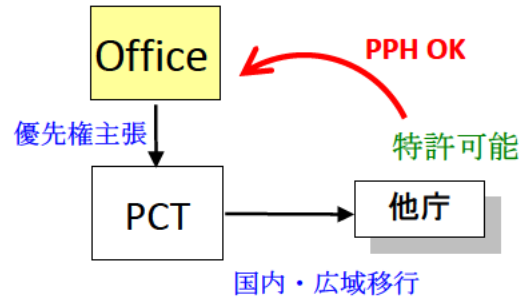


CASE II

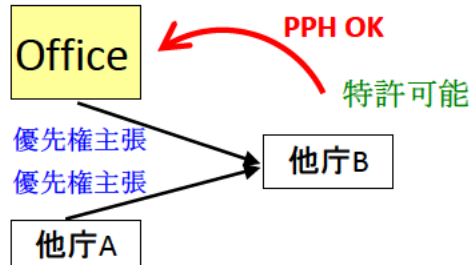
F. パリルート



G. PCT ルート

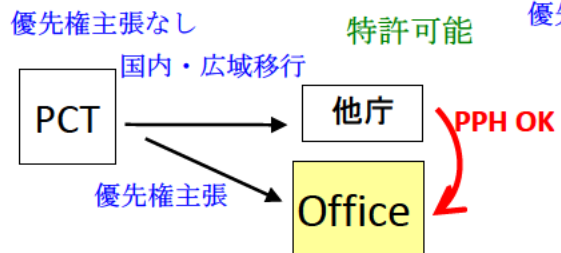


H. パリルート&複数の出願を優先権主張の基礎とする出願

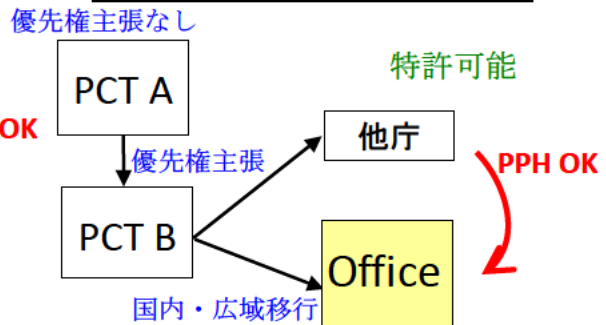


CASE III

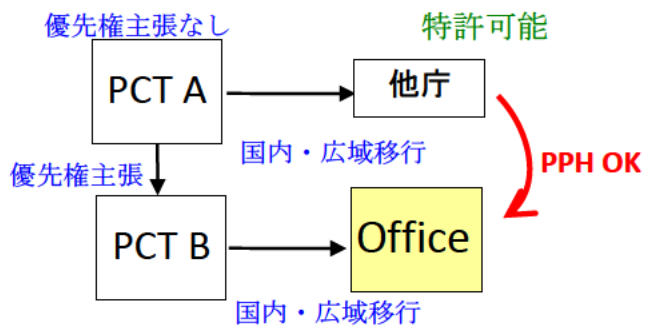
I. ダイレクト PCT & パリルート



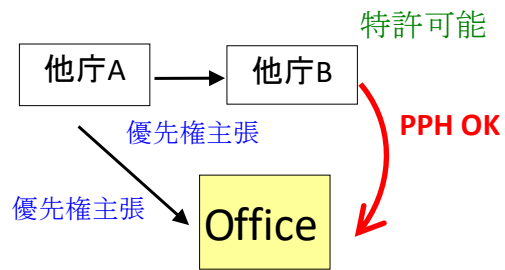
J. ダイレクト PCT & PCT ルート



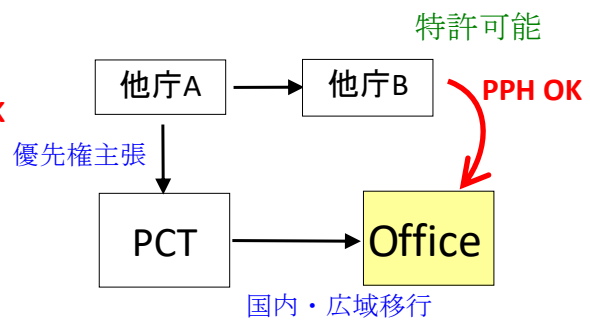
K. ダイレクト PCT & PCT ルート



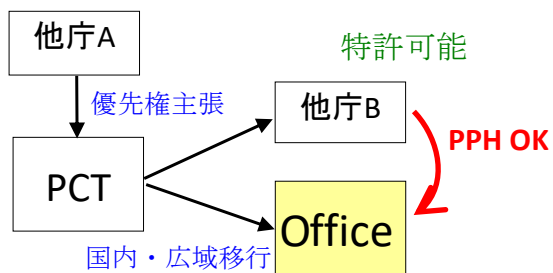
L. パリルート、第3庁



M. PCT ルート、第3庁

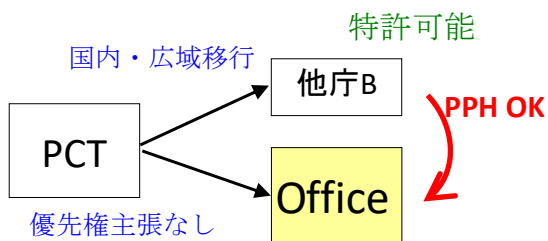


N. PCT ルート



CASE IV

O. ダイレクト PCT ルート



附属書 IB

対応する請求項は以下の文書において特許可能と見なされる。

OEE	文書名
IP Australia	公開された標準特許（受理段階の特許も含む）又はオフィスアクション。オーストラリア特許庁のオフィスアクションには、「審査報告書」、「受理通知」、「特許査定」（Notice of Grant/Sealing）などがある。
APO	特許公報又は以下のオフィスアクション： - 「特許査定」（Erteilungsbeschluss） - 「特許査定の意向に関するオフィスアクション」（(Letzter) Vorbescheid）
CIPO	特許公報又はオフィスアクション（特許可能通知、審査官報告書、最終アクション報告書）
DKPTO	特許公報又は以下のオフィスアクション： - 「特許査定」（Godkendelse） - 「特許査定の意向通知」（Berigtigelse af bilag） - 「技術的審査の結果」（Resultatet af din n. tekniske behandling af din patentansøgning）
DPMA	（2014年4月1日施行特許法第43節で定める）調査報告書（Recherchenbericht）（出願のすべての請求項が特許可能と示されている場合）、オフィスアクション（Prüfungsbescheid）（少なくとも一つの請求項が特許可能と明確に示されている場合）、特許査定（Erteilungsbeschluss）、特許明細書（Patentschrift）
EPA	特許公報又はオフィスアクション（特許査定(Patendi väljaandmise otsus)）、見解書を伴う調査報告書
PRH	特許公報又はオフィスアクション（オフィスアクション又は受理連絡、フィンランド語名はそれぞれVälipäätös、Hyväksyvä välipäätös）
HIPO	見解書（Írásos vélemény, 文書コード77）（すべての請求項が特許可能と示されている場合）、特許査定の意向に関するレター（文書コードSM）
IPO	特許公報又は以下のオフィスアクション： 「特許査定通知」（Tilkynning um veitingu einkaleyfis）又は 「特許査定の意向通知」（Fyrirhuguð útgáfa einkaleyfis）
ILPO	「規則41による異議通知」、請求項が特許可能であることが記載された「特許提出ガイド」、「出願受理前通知」
JPO	特許公報又は以下のオフィスアクション。JPOのオフィスアクションには、「拒絶理由通知」、「拒絶査定」、「特許査定」などがある。出願が特許査定されていなくても、JPO審査官が最新のオフィスアクションで請求項の特許可能性を明確に示している場合、請求項は特許可能と判断される。例えば、以下の定型文が「拒絶理由通知」に記載されている場合、請求項は特許可能であることが明確に示されている。

	<拒絶の理由を発見しない請求項> 請求項（７）に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。
KIPO	特許公報又は以下のオフィスアクション。韓国特許庁のオフィスアクションには、「拒絶理由通知」、「特許拒絶査定」、「特許査定」などがある。
NIPO	特許公報又は以下のオフィスアクション。特許公報又は以下のオフィスアクション。 「特許査定」（Godkjenning til meddelelse） 「オフィスアクション」（Uttalelse又はRealitetsuttalelse）
INPI	見解書を伴う調査報告書（Relatório de Pesquisa com Opinião Escrita）（すべての請求項が特許可能と示されている場合）、審査報告書、特許査定、部分的な特許査定（Ofício de decisão de Concessão Parcial）。
ROSPATENT	特許公報又は以下のオフィスアクション。 「審査請求」（Запрос экспертизы）、「特許性確認通知」（Уведомление о результатах проверки патентоспособности）、及び「特許査定」（Решение о выдаче патента）
IPOS	- 見解書 - 調査審査報告書 - 審査報告書
SPTO	特許公報又は実体審査における特許査定（Resolución de concesión con examen previo de la solicitud de patente）
UKIPO	特許査定通知
USPTO	米国特許状又はオフィスアクション。米国特許商標庁のオフィスアクションには、「非最終拒絶通知」（Non-Final Rejection）、「最終拒絶通知」（Final Rejection）、「査定系クウェイル通知」（Ex parte Quayle）及び「特許可能性通知」（Notice of Allowability）などがある。

第二部

PCT 国際段階成果物を利用した PPH

出願人は、特許庁に出願され、PCT 国際段階成果物に基づく特許審査ハイウェイプログラム（PCT-PPH プログラム）の以下の要件を満たす出願について、関連書類の提出等の所定の手続を取ることで早期審査を申請することができます。

要件

対象出願と対応する国際出願の関係が、以下の要件のいずれかに該当する。

- (A) 対象出願が、対応する国際出願の国内・広域移行出願である（附属書 II 図 A、A'、及び A'' 参照）
- (B) 対象出願が、対応する国際出願の優先権主張の基礎となる国内・広域出願である。（附属書 II 図 B 参照）
- (C) 対象出願が、対応する国際出願に対して優先権を主張する国際出願の国内・広域移行出願である（附属書 II 図 C 参照）
- (D) 対象出願が、対応する国際出願に対して外国優先権又は国内優先権を主張する国内・広域出願である。（附属書 II 図 D 参照）
- (E) 対象出願が上記(A)～(D)の要件に該当する出願の派生出願（分割出願及び国内優先権主張を伴う出願）である。（附属書 II 図 E1 及び E2 参照）

対象出願に対応する PCT 出願の国際段階における最新の成果物（以下「国際成果物」という）、具体的には国際調査機関の見解書（WO/ISA）、国際予備審査機関の見解書（WO/IPEA）、又は国際予備審査報告（IPER）により、少なくとも一つの請求項が（新規性、進歩性、及び産業上の利用可能性において）特許可能と示されていること。

注記：出願人は国際調査報告（ISR）のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

(a)

☐ PCT-PPH 申請の根拠となる WO/ISA、WO/IPEA、又は IPER の第 8 欄に意見が記載されている場合、出願人は、第 8 欄の意見を解消するために補正書を提出するか否かに関わらず、特許可能な請求項を特定し、当該請求項が特許可能であることを説明しなければなりません。

出願人が特許可能な請求項を特定し、当該請求項が特許可能であることを説明しない場合、対象出願は PCT-PPH プログラムへの参加を認められません。但し、出願のプログラム参加の適格性に関する決定は、説明が十分であるかどうか、提出された補正書により第 8 欄の意見が解消されているかどうかに影響を受けません。

(b)

☐ PCT-PPH 審査を申請する出願のすべての請求項が、対応する国際出願の最新の国際段階成果物で特許可能と示された一つ以上の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていなければならない。

請求項が「十分に対応している」と見なされるのは、翻訳や請求項の記載形式による差異を考慮した上で、OLE の請求項の範囲が OEE の請求項の範囲と同一であるか類似している場合、又は OLE の請求項の範囲が OEE の請求項の範囲より狭い場合である。

請求項の範囲が狭められるのは、OEE の請求項が明細書で裏付けられる追加的な特徴によって更に限定されるように（他の請求項の記載による限定を含む）補正される場合である。

ある請求項が OEE で特許可能と示された請求項に新たな又は異なるカテゴリーの請求項として追加される場合、当該 OLE 請求項は OEE の請求項に十分に対応しているとは見なされない。例えば、OEE の請求項が製品の製造方法に関する請求項（プロセスクレーム）のみからなる場合に、当該プロセスクレームに従属する製品クレームが追加された OLE の請求項は OEE の請求項に十分に対応しているとは見なされない。

(c)

- { ☐ OLE が出願の審査を開始していない。
☐ OLE が審査の最終査定を発行していない。

(d)

☐ OLE に対する「実体審査請求」が PPH 申請と同時に、又は PPH 申請より先に行われていなければならない。

(e)

☐ OLE 出願が公開されていなければならない。

(f)

☐ 国内法令等に関する注釈

提出書類

出願人は、PCT-PPH を申請する際、以下の書類を申請書に添付して提出しなければなりません。場合により提出が不要な書類もあります。提出を省略する書類については、名称を申請書に記載する必要があることにご留意ください。

(A) 請求項が特許可能であると示されている最新の国際段階成果物の写し、及び OLE が認める言語のいずれかによる当該国際段階成果物の翻訳文

出願が関係(A)に該当する場合、特許性に関する国際予備報告（IPRP）の写し及びその英語翻訳文（の写し）が出願の包袋にすでに含まれているため、出願人はこれらを提出する必要はない。

☐ また、最新の国際段階成果物の写し、その翻訳文の写しが「PATENTSCOPE（商標）*」を通じて入手可能な場合、出願人は OLE に要求されない限りこれらを提出する必要はない。

（国際調査機関の見解書（WO/ISA）及び国際予備審査報告（IPER）は、通常それぞれ「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）」、「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）」として、優先日から 30 ヶ月以内に入手可能である。）

☐ 機械翻訳文が認められるが、翻訳が不十分であるために翻訳された成果物の概要が把握できない場合、審査官は出願人に翻訳文の再提出を要求できる。

(B) 対応する国際出願の最新の国際段階成果物で特許可能と示された一連の請求項の写し、及び OLE が認める言語のいずれかによる当該請求項の翻訳文

☐ 特許可能と示された一連の請求項の写しが「PATENTSCOPE（商標）」を通じて入手可能な場合、出願人は OLE に要求されない限りこれらを提出する必要はない。

☐ 機械翻訳文が認められるが、翻訳が不十分であるために翻訳された請求項の概要が把握できない場合、審査官は出願人に翻訳文の再提出を要求できる。

* <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

(C) 出願のすべての請求項が特許可能と示された請求項に十分に対応していることを示す請求項対応表

出願の請求項が対応する国際出願の請求項の逐語訳である場合、出願人は対応表に「出願の請求項は（国際出願の請求項と）同一である」と記入するだけでよい。請求項が逐語訳でない場合、出願人は各請求項が上述の基準に基づいて十分に対応していることを説明する必要がある。

(D) 対応する国際出願の最新の国際段階成果物で引用されている文献のコピー
写しの提出が必要な文献は最新の国際段階成果物で引用されている文献である。

☐ 引用文献が特許文献の場合、提出は不要である。但し、OLE が文献を入手できない場合、出願人は提出を求められる。

引用文献が非特許文献の場合、

- { ☐ 常に提出が必要である。
☐ 提出は任意である。

☐ 特許文献及び ☐ 非特許文献のいずれか又は両方を含む引用文献の翻訳文は不要である。

出願人は、PCT-PPH 出願に関連する同時又は以前の手続において、上記の書類をすでに OLE に提出している場合、写しを再度提出する必要はない。

(E) その他

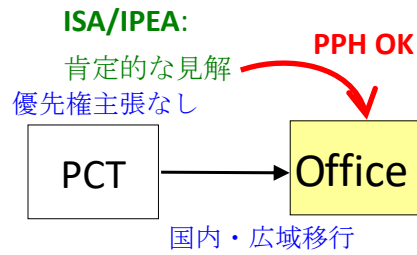
その他の注記

申請が上記要件を完全に満たしていない場合、出願人は通知を受け、不備内容を指摘される。出願人は指摘された不備を是正する機会を少なくとも一回与えられる(☐ 一回のみ)。

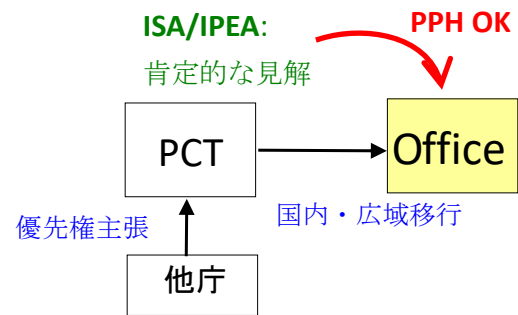
☐ PPH プログラムにおける早期審査を受けるためのすべての要件が満たされると、出願人は出願が PPH プログラムにおいて審査される旨の通知を受ける。

附属書 II

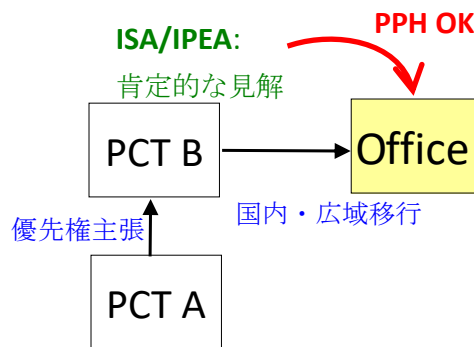
A. 国内移行出願



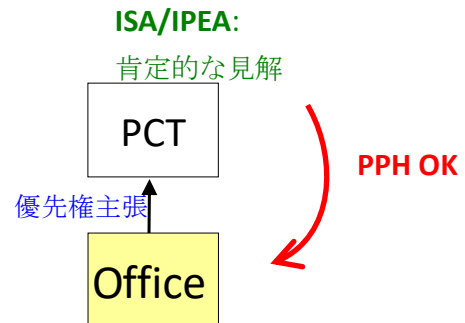
A'. 国内移行出願



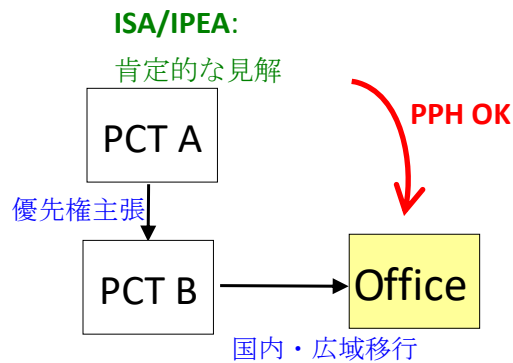
A''. 国内移行出願



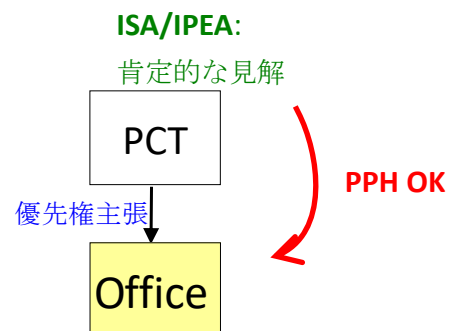
B. 優先権主張の基礎となる出願



C. 国内移行出願



D. 優先権主張を伴う出願



E. 派生出願

